

利用基準について

原則として、利用開始希望日に浪江町に住民登録されている方で生後6ヵ月から就学前までの乳幼児で、保護者が次のいずれかに該当する場合、認可保育施設の申込みが可能となります。

ここでいう保護者とは、父母又は父母の代わりにお子さまを養育している祖父母等です。

保育を必要とする事由	利用の条件・保育認定時間	利用できる期間
① 就労	就労（フルタイム、パートタイム、自営業、在宅勤務）している場合に利用できます。ただし、1ヵ月に48時間以上労働することを常態としている場合に限りません。現在育児休業中で、入園希望月に復職する場合の申込みは「妊娠・出産」ではなく「就労」となります。 ●保育短時間認定：1ヵ月に48時間以上120時間未満の就労 ●保育標準時間認定：1ヵ月に120時間以上就労	就労している期間（最長でお子さまの就学前まで）
②妊娠・出産	母が妊娠中のお子さんを出産する場合、上のお子さんが期限付きで利用できます。 ●保育標準時間認定となります。	出産予定日の8週前の日が属する月の1日から、出産日から8週を経過する日が属する月の末日まで
③疾病又は障がい	保護者が疾病や負傷又は心身に障がいがあるため、お子さまの保育ができない場合に利用できます。 ●申請時の提出書類から認定時間を決定します。	治療、介護に要する期間（最長でお子さまの就学前まで）
④病院の介護や看護	保護者が長期入院をしている親族や同居親族を常時介護や看護する必要があるため、お子さまの保育ができない場合に利用できます。 ●申請時の提出書類から認定時間を決定します。	
⑤災害復旧	保護者が震災、風水害、火災などの復旧に従事する必要があるため、お子さまの保育ができない場合に利用します。 ●保育標準時間認定となります。	災害復旧が完了するまで（最長でお子さまの就学前まで）
⑥継続的な求職活動	保護者が求職中の場合、認定日から90日経過した日が属する月の末日まで利用できます。この期間に就労基準を満たす就労が確認できない場合（就労証明書が提出できない場合）は、保育施設の延長利用はできません。なお、起業準備の場合も利用できますが、その場合も同様の期間となります。 ●保育短時間認定となります。	入園日または離職日から90日経過した日が属する月の末日まで
⑦就学	就学（大学、専門学校、職業訓練校での職業訓練）も、就労と同様に利用できます。通信制、定時制の学校は該当しません。 ●申請時の提出書類から認定時間を決定します。	在学期間内（最長でお子さまの就学前まで）
⑧虐待やDV	現に保護者が児童虐待を行っている、又は再び行われるおそれがある場合に利用できます。配偶者からの暴力により、お子さまの保育を行うことが困難である場合に利用できます。 ●保育標準時間認定となります。	お子さまの安全が確認されるまで（最長でお子さまの就学前まで）
⑨育児休業	保育を必要とする事由が就労で既に入園している子（兄・姉）の保護者が、出産により育児休業を取得する場合、既に入所している子（兄・姉）は継続して利用できます。	下の子の出産日より1年を経過する月末まで ※これを超える場合は特に事情がない限り、退園となります。
⑩その他	前各号に類する状態として町長が認める場合	町長が定める期間